

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成27年9月28日（平成27年（行情）諮問第583号）

答申日：平成28年11月14日（平成28年度（行情）答申第507号）

事件名：平成25年募集・援護担当者会議の説明資料の一部開示決定に関する
件

答 申 書

第1 審査会の結論

「募集・援護担当者会議 全体会議 平成25年11月6日 募集・援護課（19ページから26ページまで）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、異議申立人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年5月28日付け防官文第8773号により、防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、本件対象文書の19ページ最下段と26ページの不開示部分の開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

防衛省は、当該行政文書19ページ最下段と26ページの一部を不開示とした理由を「自衛官募集の検討に関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがあることから、法5条5号に該当するため」としている。

この文書について中谷元防衛大臣は平成27年4月2日の参議院外交防衛委員会で、井上哲士議員の質問に対して、「当時開催をされておりました政府の安全保障と防衛力の懇談会において安全保障教育が取り上げられたことを受けて、仮に学校等における安全保障教育が必修科目化されるような事態になれば、学校側から防衛省に協力を求められることがあり得るが、その際には防衛省として協力可能な事項をお知らせできるのではないかという趣旨で作成したもの」と答弁している。つまり、政府の「安全保障と防衛力に関する懇談会」の検討により「仮に学校等における安全保障教育が必修科目化されるような事態になれば」という

仮定の前提の下で、防衛省として学校等に対してどのような協力が可能かについて防衛省内部で検討するために作成された文書ということができる。

しかしながら、結果的に、同懇談会において検討されていた「国家安全保障戦略」および「防衛計画の大綱」（いずれも平成25年12月に閣議決定）には、「学校等における安全保障教育の必修化」は盛り込まれなかった。よって、この時点で、防衛省として「学校等における安全保障教育が必修科目化されるような事態になれば、防衛省として学校等に対してどのような協力が可能か」について検討する必要はなくなったはずである。

また、前出の参院外交防衛委員会で、中谷大臣は「防衛省は、教育課程に関して所管しておりません。また、学校における必修科目を決定する権限もございません。防衛省として安全保障教育を必修科目にすることを検討しているものではございません」とも答弁している。このことから、「仮に学校等における安全保障教育が必修科目化されるような事態になれば」という前提が消失している現在、防衛省としてこの問題について検討を継続しているとは考えにくい。

よって、当該行政文書19ページ最下段と26ページの一部を開示したとしても、検討自体が終了しているのであるから「率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれる」ことはなく、不開示とした原処分は不当である。よって原処分の取消しを求めるため、本件異議申立てを行った。

(2) 意見書

諮問庁である防衛省は、自衛官募集に関する当該行政文書作成の前提となっている「仮に学校等における安全保障教育が必修科目化されるような事態になれば」との仮定は、国家安全保障戦略及び防衛計画の大綱に学校等における安全保障教育の必修科目化が盛り込まれなくても「直ちに無効となり無意味になるとの関係にあるものではない」とした上で、「仮に異議申立人が開示するよう求める部分を開示した場合、自衛官募集に関する今後の検討に際し、関係者が不必要に萎縮するなどして率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれ、その結果、期待した効果が得られなくなるおそれがある」との原処分の主張を維持している。

これは、安全保障教育の必修科目化が、現に国家安全保障戦略及び防衛計画の大綱に盛り込まれていなくても、将来これが実現する可能性を否定できるものではなく、異議申立人が開示するよう求める部分を開示した場合、今後の検討に際し、関係者が不必要に萎縮するなどして率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがある、という意味と解される。

しかしながら、直接的な検討の前提が無くなったにもかかわらず、将来的な可能性のみをもって法5条5号に該当するというのであれば、行政機関は、未決定のあらゆる検討事項に関する情報を不開示にすることが可能となってしまふ。これは、「国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資する」との目的から、行政機関に原則開示を求めている法の趣旨に反している。原則開示という法の趣旨からいっても、法5条5号の「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」の解釈は最小限に為されるべきである。

現に、諮問庁はこれまで、自衛官募集についての検討内容に関する情報を検討途中の段階でも公開してきた。たとえば、異議申立人に対して諮問庁が開示した「平成21年募集・援護担当者会議」の説明資料（添付資料（本答申では省略））では、「検討事項」のほぼすべてを開示している（一部不開示部分があるが、これは法5条5号によるものではない）。

こうした点からも、諮問庁が当諮問事件の当該行政文書を不開示にするのであれば、単に一般的に検討の可能性を指摘するのでは不十分であり、該当部分が特別に法5条5号に該当する理由を説明する必要がある。

審査会におかれましては、当該不開示部分が法5条5号に該当するの点かという点について、法の趣旨及び理念に鑑みて厳正なる審査をお願いしたい。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「平成25年募集・援護担当者会議の全体会議の説明資料の19ページから26ページまで」を求めるものであり、処分庁は、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定し、平成27年5月28日付け防官文第8773号により、法5条5号の規定に該当する部分を不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。

本件異議申立ては、原処分に対してされたものである。

2 平成25年募集・援護担当者会議について

「平成25年募集・援護担当者会議」は、陸上幕僚監部人事部募集・援護課の主催により、平成25年11月6日及び7日に開催された会議であり、陸上自衛隊各方面総監部の募集・援護担当者等に対し、平成25年度の募集・援護業務の現況等を説明し、一貫性ある募集・援護業務の推進を図るとともに、募集・援護に関する課題について意見交換を実施し、その

後の陸上自衛隊の募集・援護施策の資を得ることを目的とするものである。

3 不開示とした部分及び理由について

原処分において不開示とした部分及びその理由は、別紙のとおりである。

4 異議申立人の主張について

異議申立人は、平成27年4月2日の参議院外交防衛委員会における防衛大臣答弁を根拠に、本件対象文書は、「安全保障と防衛力に関する懇談会」において学校等における安全保障教育が必修科目化された場合、防衛省として、学校等に対しどのような協力が可能であるかについて防衛省内部で検討するために作成された文書であり、同懇談会において検討された「国家安全保障戦略」及び「防衛計画の大綱」には、学校等における安全保障教育の必修科目化は盛り込まれなかったため、爾後、防衛省において学校等に対する協力について検討する必要はなくなったことから、防衛省が当該検討を継続しているとは考えにくく、したがって、19ページの最下段及び26ページの不開示部分を開示したとしても、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれることはない旨主張し、当該部分を開示するよう求める。

このように、異議申立人は、「国家安全保障戦略」及び「防衛計画の大綱」において「学校等における安全保障教育の必修化」が盛り込まれなかったことをもって「検討する必要はなくなったはずである」とし、また、「仮に学校等における安全保障教育が必修科目化されるような事態になれば」との前提が消失しており、「検討を継続しているとは考えにくい」としている。

しかし、当該検討は安全保障と防衛力の懇談会において安全保障教育が取り上げられたことを契機としているものの、「仮に学校等における安全保障教育が必修科目化されるような事態になれば」との仮定は、国家安全保障戦略及び防衛計画の大綱の策定により直ちに無効となり無意味になるとの関係にあるものではない。

なお、防衛省が教育課程に関して所管しておらず、学校における必修科目を決定する権限がないことは防衛大臣が平成27年4月2日の参議院外交防衛委員会で答弁したとおりであるが、これをもって防衛省が「仮に学校等における安全保障教育が必修科目化されるような事態に」なった場合の対応について直ちに検討を継続しなくてよい状況になったと決めつけることはできない。

仮に異議申立人が開示するよう求める部分を開示した場合、自衛官募集に関する今後の検討に際し、関係者が不必要に萎縮するなどして率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれ、その結果、期待した効果が得られなくなるおそれがあることから不開示としたものであり、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ①平成27年9月28日 諮問の受理
- ②同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③同年10月7日 審議
- ④同月23日 異議申立人から意見書を収受
- ⑤平成28年10月26日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥同年11月10日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、陸上幕僚監部の主催により、陸上自衛隊の募集・援護担当者等を対象として開催された会議の資料の抜粋であり、処分庁は、その一部を法5条5号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は19ページ最下段と26ページの不開示部分の開示を求めており、諮問庁は原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、異議申立人が開示すべきとする部分（以下「本件不開示部分」という。）の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

- (1) 本件不開示部分には、学校等における安全保障教育に係る検討（以下「本件検討」という。）に関する情報が記載されており、これは、その前後の記載等から、自衛官の募集施策に関するものとして掲げられたものであると認められる。
- (2) 諮問庁は、上記第3の4において、本件検討は、「安全保障と防衛力に関する懇談会」において安全保障教育が取り上げられたことを契機としているものの、「仮に学校等における安全保障教育が必修科目化されるような事態になれば」との仮定は、国家安全保障戦略及び防衛計画の大綱の策定により直ちに無効となり無意味になるとの関係にあるものではないと説明する。
- (3) そこで検討すると、少子化などの社会情勢及び組織の特性等を踏まえると、自衛官の安定的な募集は防衛省・自衛隊にとって重要な課題であり、防衛省・自衛隊において、効果的な募集施策について様々に検討される必要があることは十分に考えられる。したがって、「安全保障と防衛力に関する懇談会」において検討されていた「国家安全保障戦略」及び「防衛計画の大綱」（いずれも平成25年12月に閣議決定）には「学校等における安全保障教育の必修化」は盛り込まれなかったとする異議申立人の主張を踏まえたとしても、本件検討の必要性が直ちになくなるわけではないとする諮問庁の上記（2）の説明は首肯できる。

また、上述のように自衛官の募集施策が防衛省・自衛隊において様々な検討される必要があるものであることを踏まえると、未確定の検討事項の一つである学校等における安全保障教育に係る情報が公になると、自衛官の募集に関する今後の検討に際し、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、関係者が不必要に萎縮するなどして率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとする諮問庁の上記第3の3（別紙）及び4の説明も首肯できる。

したがって、本件不開示部分は法5条5号に該当すると認められることから、不開示としたことは妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条5号に該当するとして不開示とした決定については、異議申立人が開示すべきとする部分は同号に該当すると認められるので、不開示したことは妥当であると判断した。

（第4部会）

委員 鈴木健太，委員 常岡孝好，委員 中曽根玲子

別紙（原処分において不開示とした部分及び理由）

不開示とした部分		不開示とした理由
19ページ	「安定した適質隊員の確保【募集】」の一部	自衛官募集の検討に関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがあることから、法5条5号に該当するため不開示とした。
22ページ	「地方自治体との役割分担による法定受託事務の適性化」の一部	
26ページ	「自衛隊の理解を促進する学校等における安全保障教育」の一部	
21ページ	「継続性ある任務遂行が可能となる地方協力本部の態勢・体制の構築」の一部	